



平成 30 年 3 月 23 日

公益社団法人
広島県バス協会 御中

独立行政法人 自動車事故対策機構
広島主管支所長 爲石 友章



〒733-0036
広島市西区観音新町 2 丁目-4-25
TEL082-297-2255Fax082-297-2251

ナスバPR書類同封のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
早速ではございますが、下記の書類を送付致します。貴法人協会員様へ広報誌を郵送される際に同封の程、お願い申し上げます。

敬具

記

【送付書類】

- ・運行管理者等指導講習（基礎講習・一般講習）【120部】
- ・運輸安全マネジメントセミナー開催（広島・福山・三次）【120部】
- ・指導監督承ります～従業員に対する一般的な指導及び監督～【120部】

以上





運行管理者等指導講習

基礎講習

受講料: 8,700円(税込み)

※広島県バス協会員様は助成金制度あり

受講対象者

基礎講習未修了の
運行管理者

平成24年4月16日以降、新たに運行管理者に選任され、過去に一度も基礎講習を受けていない場合は選任届出をした年度内に、該当する業種【旅客】の基礎講習を受講することが義務づけられています。

運行管理者に
なろうとする方

基礎講習を受講することで、「運行管理者試験」の受験資格を得ることができます。
(※受験予定の業種【旅客】の講習を受講して頂く必要があります。)

補助者に
なろうとする方

基礎講習を修了した者を運行管理者の「補助者」に選任することができます。
(※選任される業種【旅客】の講習を受講して頂く必要があります。)

ナスバでの講習の特徴

～運行管理者試験対策に留まらない
実務に役立つ情報を提供できます～

- ・自動車運送事業に関する法令、通達
- ・自動車事故防止関係
- ・労働基準に関する法令
- ・最近の交通情勢と道路交通に関する法令
- ・飲酒運転の防止対策
- ・運行管理の業務に関すること
- ・交通事故被害者の方の体験談
- ・修了試問、法令の解説

次のような方々にもオススメです

・運送会社の新規採用者研修として

・自家用自動車の運行管理を業とされる方

・運行管理業務にブランクのある方

・運送会社で許認可書類を作成する事務職員

～法体系の整理、自動車運送事業に関する法令の読み方等、基礎から学ぶ事ができます～

平成30年基礎講習実施予定

※他の日程は調整中につき、順次公表致します。

種別	実施日	会場	定員
旅客	平成30年5月29日(火)～31日(木)【3日間】	広島県トラック総合会館5F大研修室 (広島市東区光町2丁目1-18)	200名
	平成31年1月23日(水)～25日(金)【3日間】	備後地域地場産業センター3F経営研修室 (福山市東深津町3-2-13)	72名

開催日程、受講申込の詳細は
ナスバHP (<http://www.nasva.go.jp>) から



N A S V A

運行管理者等指導講習

一般講習

受講料: 3,100円(税込み)

※広島県バス協会員様は全額助成金制度あり

受講対象者

既に運行管理者として選任済みの方

2年毎に1回の受講が義務付けられています。
(※選任されている業種【旅客】の講習を受講して頂く必要があります。)

新たに運行管理者として選任された方

選任届出をした年度内に受講する義務があります。
(※選任された業種【旅客】の講習を受講して頂く必要があります。)
(※過去に一度も基礎講習を受けていない場合は基礎講習を受講して下さい。)

注意
事項

「旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項」に定められている運行管理者の講習受講義務に違反すると、初違反の場合10日間、再違反の場合20日間の自動車等の使用停止処分といった行政処分が行われる可能性があるため、ご留意下さい。

ナスバでの講習の特徴

～制度の背景、直近の法改正
を踏まえた最前線の実務に
直結する情報を提供できます～

- ・自動車運送事業に関する法令、通達
- ・自動車事故防止関係
- ・飲酒運転の防止対策
- ・自動車運転者の適性(健康)管理
- ・運行管理の業務に関すること
- ・交通事故被害者の方の体験談
- ・修了試験、法令の解説

平成30年一般講習実施予定

※他の日程は調整中につき、順次公表致します。

種別	実施日	会場	定員
旅客	平成30年6月12日(火)	広島県トラック総合会館 5階大研修室 (広島市東区光町2丁目1-18)	200名
	平成30年8月1日(水)		200名
	平成30年9月15日(土)	みよしまちづくりセンター ペペラホール (三次市十日市西6丁目10-45)	100名
	平成30年10月6日(土)	備後地域地場産業センター3F 経営研修室 (福山市東深津町3-2-13)	72名

開催日程、受講申込の詳細は
ナスバHP(<http://www.nasva.go.jp>)から



N A S V A

運輸安全マネジメントセミナー開催（広島・福山・三次）

この度NASVAでは、運輸安全マネジメントの導入・定着を支援するため、次のとおり各セミナーを開催致します。本セミナーは「運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー」として国土交通省より認定を頂いており、自社に安全風土を構築したいという事業者様にとっておすすめの内容となっておりますので、是非ご参加ください。

受講料：5,100円(税込み) ※広島県バス・トラック協会員様は全額助成されます

受講者のメリット

監査インセンティブ(貸切事業は対象外)

運送事業者の経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが国土交通省において確認された場合には、地方運輸局の長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるとされています。制度に関する詳細は、国土交通省へお問い合わせ下さい。

安全性評価における加点対象

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）及び貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス）の基準において、認定セミナーの受講は加点対象となり得ます。申請に関する詳細は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関又は貸切バス事業者安全性評価認定委員会へお問い合わせ下さい。

各セミナーの特徴

■ 運輸安全マネジメントガイドラインセミナー

運輸安全マネジメント制度の基本（概要）を国土交通省が策定したガイドラインに沿ってお伝えし安全マネジメントの基礎部分を学んで頂きます。（※H29年7月改訂対応テキストを用います）

■ リスク管理（基礎）セミナー

事故の再発防止、また未然防止のための手法として「なぜなぜ分析」等を、受講者の皆様に実践形式で学んで頂きます。

■ 内部監査（基礎）セミナー

内部監査に的をしぼり、そのプロセスをお伝えするとともに、ケーススタディの中で、実際に受講者の皆様が監査員となって模擬内部監査をして頂きます。

平成30年度実施予定

※受講対象に制限なし、どなた様でも受講可能です。

種別	実施日	実施時間	会場	定員
ガイドラインセミナー	平成30年6月2日(土)	13:30～16:30	自動車事故対策機構広島主管支所(広島市西区観音新町2丁目4-26)	30名
	平成30年6月6日(水)			30名
	平成30年7月10日(火)		備後地域地場産業センター3F経営研修室(福山市東深津町3-2-1)	30名
	平成30年9月13日(木)		みよしまちづくりセンター1F会議室(三次市十日市西6丁目10-45)	24名
	平成30年11月21日(水)		自動車事故対策機構広島主管支所(広島市西区観音新町2丁目4-26)	30名
リスク管理	平成30年6月20日(水)			30名
	平成30年10月3日(水)		備後地域地場産業センター3F経営研修室(福山市東深津町3-2-1)	30名
	平成30年12月5日(水)			30名
内部監査	平成30年6月27日(水)		自動車事故対策機構広島主管支所(広島市西区観音新町2丁目4-26)	30名
	平成30年12月12日(水)			30名
	平成31年1月22日(火)		備後地域地場産業センター3F経営研修室(福山市東深津町3-2-1)	30名

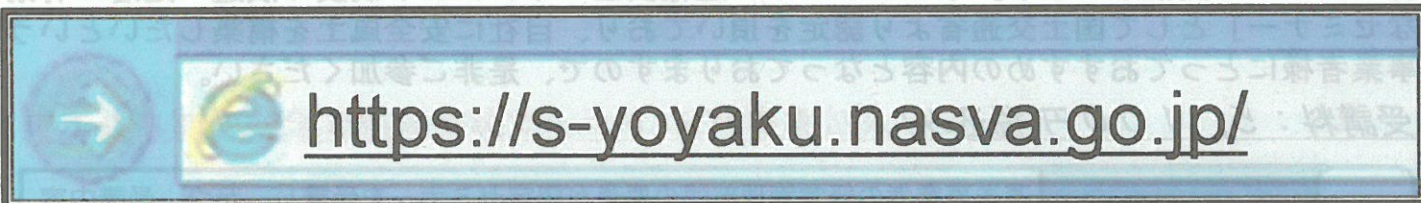
受講申込はNASVA認定セミナー予約システム(裏面参照)

【<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/>】から

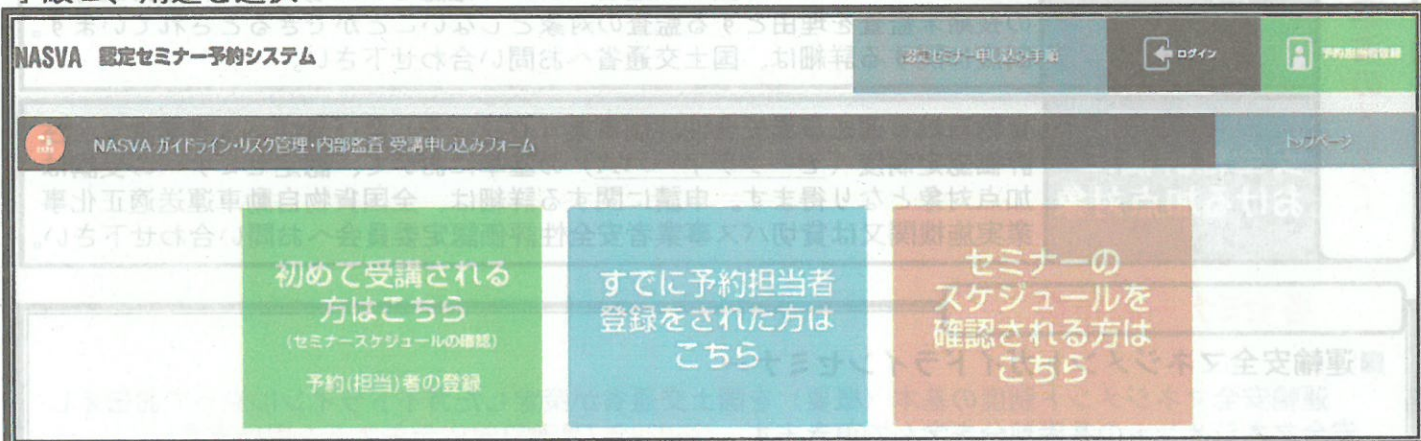
セミナー予約はインターネットで！

～簡単操作、所要時間5分～

手順1、まずはNASVA 認定セミナー予約システムへアクセス



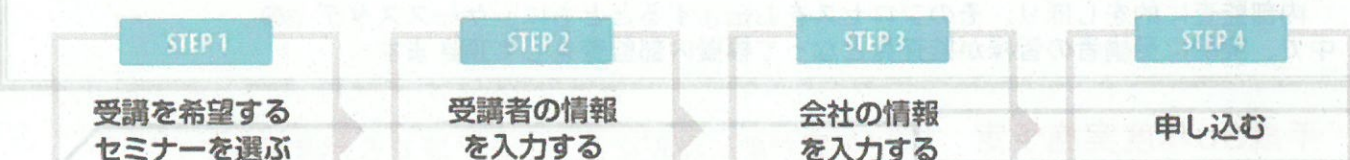
手順2、用途を選択



手順3、流れに沿って日程を選択、受講者、会社の情報を入力して申込完了

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインセミナーの申し込み

※ すべての認定セミナーにおいて、受講者全員に「受講済証」を交付します。



1. 国土交通省認定セミナーのスケジュールが確認できます。予約にあたってはログインが必要になります。なお、新規予約の場合は予約担当者登録が必要になります。
2. 受講希望者が所属する会社名または団体名、営業所名、所在地、お申し込み担当者、連絡先、業態、事業規模を記入してください。
3. 受講希望者の氏名、生年月日、役職(代表会社における職位の種類)を記入してください。受講者が経営管理部門の要員の場合、監査インセンティブ適用の際に必要な受講者情報(会社・氏名等)を認定セミナー制度に従い国土交通省へ通知させていただきます。
4. 確認ボタンを押して、記入内容をご確認の上問題がなければ「申し込む」ボタンを、修正する場合は「修正する」ボタンを押してください。

※当日は予約票を印刷の上、持参してセミナーにご参加頂くようお願い致します。

<お問い合わせ先>

自動車事故対策機構(NASVA) 広島主管支所

082-297-2255まで

指導監督承ります

～従業員に対する一般的な指導及び監督～

注意事項

バス事業者が運転者に対して実施しなければならない指導及び監督の具体的な内容等を定めた「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(指導監督告示)が改正され、平成29年12月1日から施行されます。(これまでの改正概要は裏面を参照下さい)

旅客自動車運送事業運輸規則第38条及び指導監督告示に基づき **毎年実施** すべき項目及び **文書の保存方法** 等が不適切であった場合 **行政処分** が行われる場合があります。【貸切バス事業者の例】

	初違反	再違反
一部不適切(指導監督告示の実施状況が2/3以上である場合)	警告	10日車
一部不適切(指導監督告示の実施状況が1/2以上2/3未満である場合)	20日車	40日車
大部分不適切(指導監督告示の実施状況が1/2未満である場合)	40日車	80日車

- ・ どうやって運転者に指導をしようか悩んでおられる事業者様
- ・ 指導をやってはいるけど、きちんとできているか不安な事業者様

希望される日時にナスバ職員が御社へ伺い、講師役を承ります。

※専門機関の活用は告示第1章3(7)においても推奨されている行為です。
本講師派遣を活用頂いた場合、一般貸切旅客自動車運送事業の許可・更新申請にかかる安全投資計画のひとつとすることができます。

実施項目

- ・事業用自動車を運転する場合の心構え
- ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ・事業用自動車の構造上の特性
- ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ・旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ・主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ・危険の予測及び回避
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転
- ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法
- ・健康管理の重要性
- ・適切な文書保存
- ・安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法【貸切のみ】

派遣日程、派遣料金等の問い合わせは
「082-297-2255」(指導講習担当)まで

指導監督告示改正概要（一般的な指導及び監督について **抜粋**）

平成28年12月1日施行

●従前の10項目に「安全性向上装置に関する指導項目」を新たに追加

改正前

バス運転者に対する「指導・監督の指針」は現在10項目。安全性の向上を図る装置についての指導項目はない。

改正後

バス運転者に対する「指導・監督の指針」に『安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法等』を追加する（第11項目—ACC装置など）

平成29年12月1日施行

●実施項目の内容について以下の内容が追加

項目	改正による追加内容
① 事業用自動車を運転する心構え	（改正なし）
② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	・貸切バスの運転者にあつては運行指示書の遵守を含む
③ 事業用自動車の構造上の特性	（改正なし）
④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用を徹底させる
⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	（改正なし）
⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	（改正なし）
⑦ 危険の予測及び回避	・貸切バスの運転者にあつては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（※）の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。 ※大型車（長さ9m以上、定員51人以上の車両）、中型車（大型車、及び小型車（長さ7m以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう）以外の車両をいう）及び小型車の別をいう。
⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転	（改正なし）
⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法	（改正なし）
⑩ 健康管理の重要性	（改正なし）
⑪ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法	・安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合の適切な運転方法を理解させる

●ドライブレコーダーの記録とそれらを活用した指導を義務づけ

改正前

ドライブレコーダーの記録や指導については、導入の呼びかけだけ。省令で利用を義務づけてはいない。

改正後

貸切バスでは、一定の性能を満たすドライブレコーダーを装着し映像を記録・保存。ヒヤリ・ハット体験・苦情・事故の報告があった場合、記録による指導と自社内での共有を義務づける。

※特定の運転者（初任運転者・準初任運転者・事故惹起者）に対する特別な指導の内容及び指導時間についても併せて、改正が行われているので留意下さい。